

Japan.

資料1

# ベース・レジストリ、 オープンデータの拡充と体制

令和5年2月28日 データ戦略推進ワーキンググループ  
(第6回)

## Digital Agency

# 行政情報の全体像

ベース・レジストリ、オープンデータを含む行政情報全体の整理

**Digital Agency**  
Japan.

# 行政が生成、収集、管理公表する基礎データ

行政主要データは複数の定義があり、対象の整理が必要。

一方、重要情報だが、定義・管理されていないデータが存在。

## 政府等の基本情報

- ○○省について
  - ○○省の概要
  - 大臣・副大臣・政務官等
  - 組織
  - 所管の法人
  - 採用情報
  - キッズページ
- お知らせ
  - 会見
  - パブリック・コメント等
  - 報道発表
  - 行事業内
  - 調達・公募情報
- 政策
  - 政策一覧
  - 審議会・研究会
  - 予算・決算
  - 申請届出等
  - 政策評価等
  - 情報公開
- 法令
  - 所管法令
  - 国会提出法案
  - 告知
  - 通知・通達
  - 法令適用事前確認手続
- 刊行物
  - 白書等
  - 統計
  - 出版物
  - 広報誌・パンフレット

## ベース・レジストリ

- 法人
  - 会社法人等番号
  - 商号（法人名）
  - 本店（所在地）
  - 法人番号
  - 法人資格
  - 決算情報
  - 役員
  - 事業所
- 土地
  - 地図
  - 不動産
  - 郵便番号
- 行政
  - 公共施設
  - 法律等
  - 支援制度
  - 文字情報
  - イベント

## 地理空間

- 地理空間情報

## 統計

- 統計

## G8 High value data

- Companies
- Crime and Justice
- Earth observation
- Education
- Energy and Environment
- Finance and contracts
- Geospatial
- Global Development
- Government Accountability and Democracy
- Health
- Science and Research
- Statistics
- Social mobility and welfare
- Transport and Infrastructure

## 地方自治体に推奨されるデータ

- 公共施設一覧
- 文化財一覧
- 指定緊急避難場所一覧
- 地域・年齢別人口
- 子育て施設一覧
- オープンデータ一覧
- 公衆無線LANアクセスポイント一覧
- AED設置箇所一覧
- 介護サービス事業所一覧
- 医療機関一覧
- 観光施設一覧
- イベント一覧
- 公衆トイレ一覧
- 消防水利施設一覧
- 食品等営業許可・届出一覧
- 学校給食献立情報
- 小中学校通学区域情報
- 支援制度（給付金）情報

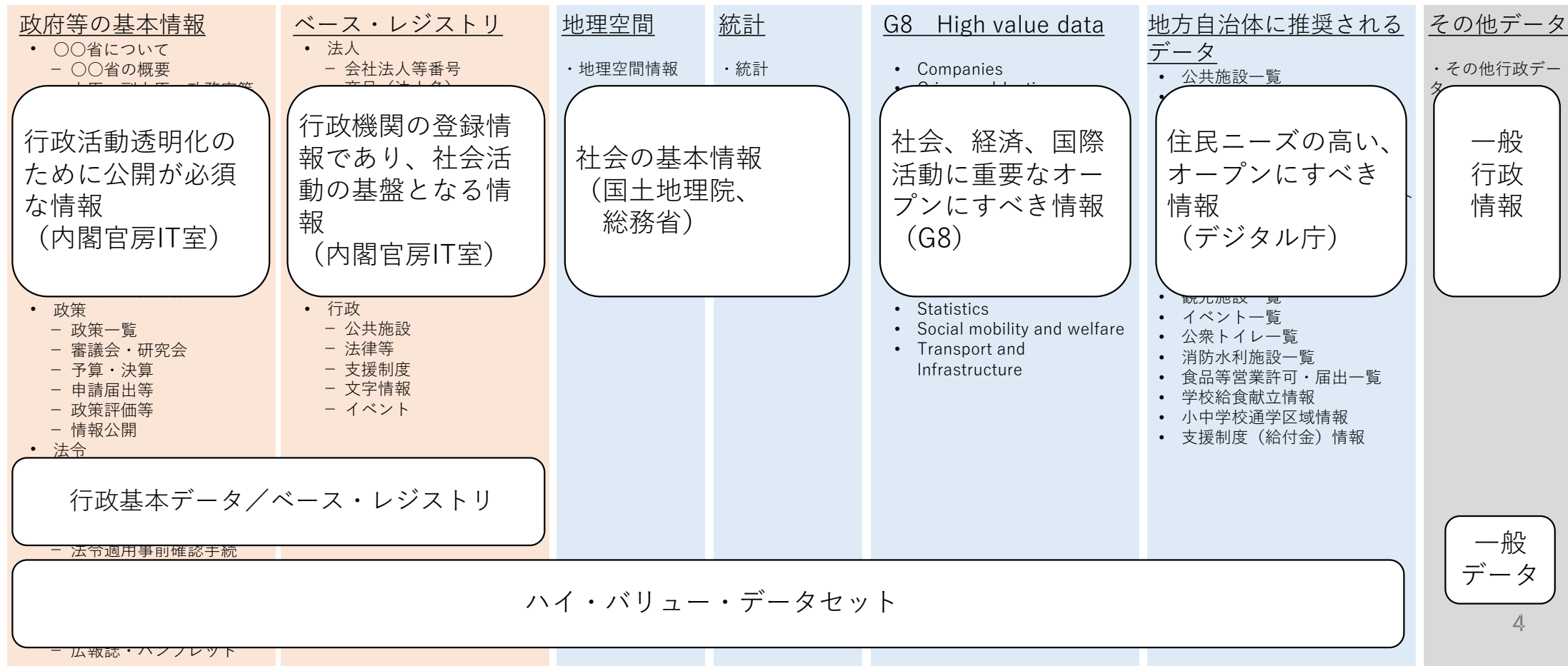
## その他データ

- その他行政データ

上記情報には、再利用可能な形式で公表されていないデータが存在。  
また、ドメイン一覧、コード一覧、データ辞書等、重要情報だが管理されていないデータが存在。

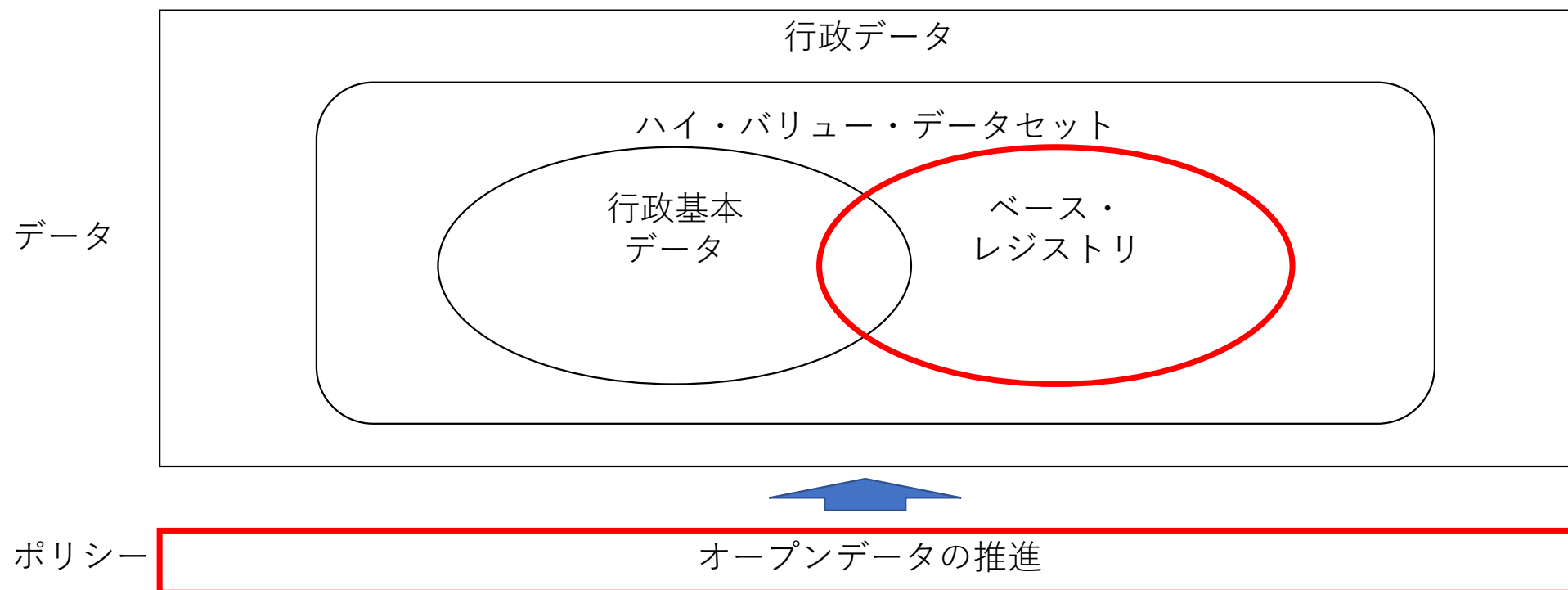
# 各データの役割の整理

- 行政活動に必須である「行政基本データ／ベース・レジストリ」、専門分野を対象とする「ハイ・バリュー・データセット」と、「一般データ」と分けられるのではないか。



## 各データの関係性

- 行政データのうち、ワンスオンリーなどの基盤となるベース・レジストリの整備を重点的に実施する。
- また、データの供給量を増やすためオープンデータを更に推進する。



## 行政データの分類

- 行政データとは、行政機関が生成、収集、管理、公表するデータのうち、行政機関内の情報共有又はデータ公開の対象となるデータのことである。
  - － 行政基本データ
    - ・ 行政機関の活動の透明化や説明責任を果たすために当該機関のWebサイト、APIなどを通じて公開するデータ。（「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」等で指定）
  - － **ベース・レジストリ【見直し後】（案）**
    - ・ 行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は可能なものであって、公的機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を元にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすデータ群として、デジタル庁が指定するもの。
  - － ハイ・バリュー・データセット
    - ・ 統計や地理空間データのように広く社会で活用されるデータや、国民、事業者向けサービスを高度化し、データから高い価値を生み出すことが期待されるニーズの高いデータ。
  - － 一般データ
    - ・ センサーデータも含む、オープンデータ原則が適用される行政が収集、管理するデータ。<sup>6</sup>

## ベース・レジストリ

1. 「定義」と「指定」の見直し
2. 提供体制

**Digital Agency**  
Japan.

## ベース・レジストリ

1. 「定義」と「指定」の見直し
2. 提供体制

**Digital Agency**  
Japan.



# ベース・レジストリ見直しの考え方

## 1. 背景

- 「包括的データ戦略」に基づきベース・レジストリの整備を具体的に進める中で、課題が明確化。
  - 利用目的に応じて参照範囲（公開範囲）を定める必要があること。
  - 社会基盤として参照可能なデータを整備する上では、データの元となる情報（情報源）の最新性や正確性、完全性等の品質担保が重要であり、データと情報源の役割に応じて一体的な検討が必要であること。
  - 品質担保の実現には、業務面（法令含む。）やシステム面等の工数がかかること。  
等

## 2. 対応策

- ベース・レジストリの「定義」を見直した上で、「指定」については、「データ」と「情報源」を区分。ユースケースに基づき、公開範囲をデータ項目単位で設定。
- 「データ」と「情報源」の現状に応じて、「**①整備済**」「**②整備中**」「**③今後整備を検討するもの**」に整理。
- 法人・土地・不動産等の注力領域を設定してメリハリをつけ、**デジタル臨時行政調査会とも連携し、制度化を含めた整備を推進。**

## 参考：現行のベース・レジストリの規定

- 現行、ベース・レジストリの定義は、「公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース」とした上で、その具体的な内容について、「ベース・レジストリの指定について」※において、社会的ニーズ、経済効果、即効性の観点に基づき、データ標準の整備・採用、データ品質の確保、データ再利用が容易に可能であることなどの要件に対する当該データの状況に鑑み、以下のとおり区分して指定。

区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

区分②：今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

# 参考：現行のベース・レジストリの指定について

区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管部門
法人	会社法人等番号	商業・法人登記簿	法務省
	商号（法人名）		
	本店（所在地）		
	法人番号	法人番号公表サイト	国税庁
	法人資格	Gビズインフォ	経産省
	決算情報	EDINET	金融庁
土地 地図	地図情報	電子国土基本図	国土地理院
	郵便番号	郵便番号	日本郵便
公共 施設 ※1	中央省庁施設		中央省庁
	自治体施設		自治体施設
法律 等	法律・政令・省令	e-Gov	総務省
	支援制度	ミラサポPlus制度ナビ	経産省
		被災者生活再建支援制度データベース	内閣府
その 他	文字情報	文字情報基盤	（一社）文字情報技術促進協議会
	イベント		中央省庁・地方公共団体

※1 公共機関が所管する施設のうち国民の用に供する施設を対象とする

区分②：今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管
法人	決算情報	官報（決算公告）	国立印刷局
	役員※2・資本金	商業・法人登記簿	法務省
	事業所情報	マスターデータを整備する必要あり	
土地 地図	アドレス	マスターデータを整備する必要あり	
	町字	電子国土基本図	国土地理院
	所在・地番	不動産登記簿	法務省
	不動産番号 地図データ	不動産登記簿	法務省
個人	マイナンバー	（マイナンバー制度及び地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループの検討を踏まえ検討）	
	個人4情報（氏名、住所、性別、生年月日）		
	個人資格		
	戸籍の記載事項		

※2 役員は「代表者の氏名」に限る

# 「定義」の見直し（案）

## 【現行】

「ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース」

## 【見直し後】

「ベース・レジストリとは、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は可能なものであって、公的機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を元にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすデータ群として、デジタル庁が指定するもの」

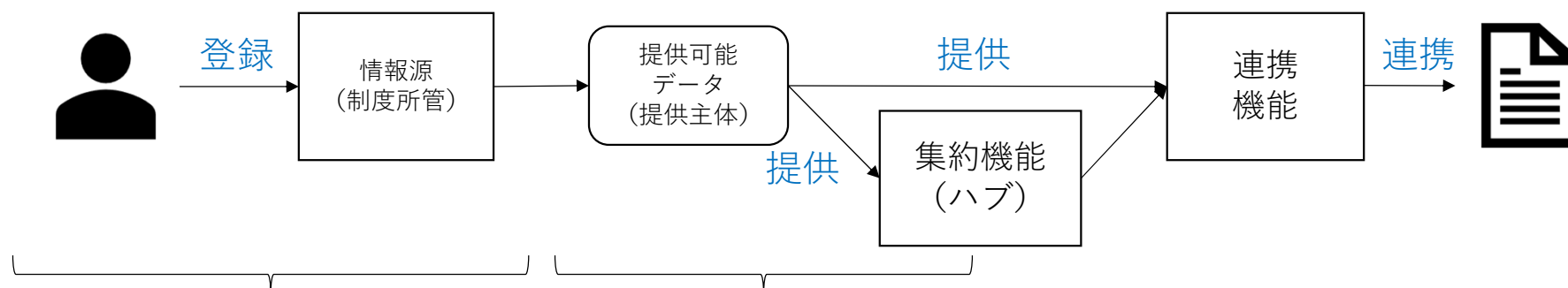
	現行	見直し後
位置づけ	様々な場面で参照される 社会の基盤 社会の基本データ	行政又は民間におけるサービスの共通基盤として 利活用すべき又は可能なもの
公開／非公開	公開	項目毎に特定（定義における記載は削除）
情報源との関係	公的機関等で登録され	公的機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性等の観点から信頼できる情報を元にした
指定内容	人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データ	デジタル庁が指定するもの
品質	正確性や最新性が確保された	正確性や完全性等の観点から信頼できる情報（情報源） 最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たす（データ）

## (参考) EUにおける定義の例

- Base registries represent **authoritative databases and a trusted source of basic information** on data items such as people, companies, vehicles, licences, buildings, locations and roads.
  - [About Access to Base Registries | Joinup \(europa.eu\)](#)
- Base registries are **the cornerstone of European public service delivery**. A base registry is a trusted and authoritative source of **information which can and should be digitally reused by others, where one organisation is responsible and accountable** for the collection, use, updating and preservation of information. Base registries are reliable sources of basic information on data items such as people, companies, vehicles, licences, buildings, locations and roads. **This type of information constitutes the ‘master data’ for public administrations and European public service delivery**. ‘Authoritative’ here means that a base registry is considered to be the ‘source’ of information, i.e. it shows the correct status, is up-to-date and is of the highest possible quality and integrity.
  - [Revised EIF version \(europa.eu\)](#)

## ベース・レジストリ 構成要素の考え方

- ベース・レジストリの構成要素は、「情報源（制度所管）」「提供可能データ（提供主体）」「集約機能（ハブ）」「連携機能」とした上で、「情報源（制度所管）」と「提供可能データ（提供主体）」を項目単位で指定する。
  - －整備内容や取組内容を具体的に特定するため、「情報源（制度所管）」と「提供可能データ（提供主体）」を項目単位で明示する。
  - －提供可能データを集約する機能（ハブ）や、利活用側に連携する機能についても、ユーザー体験の創出には不可欠であることから、一体的に進める。



データの元となる情報源としての正確性、最新性、信憑性等を担保

利活用ニーズに応じた、アクセシビリティ、完全性、一貫性、標準適合性等のデータ品質を担保

# 「ベース・レジストリ」指定 ①整備済

< 現行 >

区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管部門
法人	会社法人等番号	商業・法人登記簿	法務省
	商号（法人名）		
	本店（所在地）		
	法人番号	法人番号公表サイト	国税庁
	法人資格	Gビズインフォ	経産省
	決算情報	EDINET	金融庁
土地 地図	地図情報	電子国土基本図	国土地理院
	郵便番号	郵便番号	日本郵便
公共 施設	中央省庁施設		中央省庁
	自治体施設		自治体施設
法律 等	法律・政令・省令	e-Gov	総務省
	支援制度	ミラサポPlus制度ナビ	経産省
		被災者生活再建支援制度データベース	内閣府
その 他	文字情報	文字情報基盤	（一社）文字情報技術促進協議会
	イベント		中央省庁・地方公共団体



< 見直し後 >

①.整備済ベース・レジストリとして利活用を促進するもの

分野	提供可能データ (項目/ファイル)	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
法人 基本 情報	法人番号	無制限	国税庁	商業・法人登記簿 (※1)	法務省
	商号又は名称	無制限	国税庁	商業・法人登記簿 (※1)	法務省
	本店又は主たる事務所の所在地	無制限	国税庁	商業・法人登記簿 (※1)	法務省
法人 決算 情報	財務諸表 (※2)	無制限	金融庁	有価証券報告書 半期報告書 四半期報告書	金融庁
法令	法律・政令・省令データ (現行規定)	無制限	デジタル庁	法令データ (官報を元に作成)	法務省
その 他	文字情報基盤 (※3)	無制限	文字協議会	文字情報基盤	文字協議会

- ※1 商業・法人登記簿のうち、法人番号の指定対象の法人に係るものに限る
- ※2 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書を指す
- ※3 文字情報については、今後の関係行政機関における検討を踏まえて整理



# 「ベース・レジストリ」指定 ②整備中

< 現行 >

区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管部門
(略)			
土地 地図	地図情報	電子国土基本図	国土地理院
	郵便番号	郵便番号	日本郵便
(略)			
法律 等	法律・政令・省令	e-Gov	総務省
	支援制度	ミラサポPlus制度ナビ	経産省
		被災者生活再建支援制度データベース	内閣府

区分②：今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管
法人	決算情報	官報（決算公告）	国立印刷局
	役員・資本金	商業・法人登記簿	法務省
	事業所情報	マスターデータを整備する必要あり	
土地 地図	アドレス	マスターデータを整備する必要あり	
	町字	電子国土基本図	国土地理院
	所在・地番	不動産登記簿	法務省
	不動産番号 地図データ	不動産登記簿	法務省

< 見直し後 >

②.整備中ベース・レジストリとして引き続き整備を進めるもの

分野	提供可能 データ (項目/ファイル)	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
地図	電子国土基本図 (地図情報・オルソ画像)	無制限	国土地理院	都市計画図 空中写真 公共施設管理者 等からの情報提供	国土地理院 自治体その 他の行政機 関等
行政区 画	郵便番号データ	無制限	日本郵便	郵便番号	日本郵便
	アドレス (※1)	無制限	デジタル庁	住居表示等の 告示	総務省 自治体
				不動産登記簿	法務省
電子国土基本図 (居住地名、住居表示住所)	無制限	国土地理院	自治体からの 情報提供	国土地理院	
支援 制度	自治体が個人に提供 する行政サービス (※2)の名称及び内 容	無制限	デジタル庁	自治体からの 情報提供	自治体その 他の行政機 関等

- ※1 アドレスとは、住所・所在地に関する情報（所在・地番等）を指す  
 ※2 法令、予算及び税制措置に基づいて行政機関等が行う以下のいずれかに該当するもの
- ・補助金、助成金、給付金その他の交付
  - ・融資、利子補填その他の金融支援
  - ・税額控除その他の税制支援
  - ・法令等に基づく義務の免除及び猶予
  - ・施設の利用機会の提供その他の現物支給及び貸与
  - ・説明会、相談窓口、専門家派遣その他の情報提供及び相談対応



# 「ベース・レジストリ」指定 ③今後整備を検討するもの

< 現行 >

区分①：即効性の観点から、早期にベース・レジストリとしての利活用を実現するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管部門
公共施設	中央省庁施設		中央省庁
	自治体施設		自治体施設

区分②：今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するものとして指定するデータ

分野	指定項目	指定データ等	所管
法人	決算情報	官報（決算公告）	国立印刷局
	役員・資本金	商業・法人登記簿	法務省
	事業所情報	マスターデータを整備する必要あり	
土地地図	アドレス	マスターデータを整備する必要あり	
	町字	電子国土基本図	国土地理院
	所在・地番	不動産登記簿	法務省
	不動産番号 地図データ	不動産登記簿	法務省

< 見直し後 >

③.利活用が期待され、整備を検討するベース・レジストリ

分野	提供可能データ (項目/ファイル)	提供範囲	提供主体	情報源	制度所管
法人	商業登記関係	関係行政機関	デジタル臨調作業部会において 今後検討		
土地建物	不動産ID	無制限	関係行政機関等 で検討	不動産登記簿	法務省
	不動産登記 (土地・建物) ※地図含む	関係行政機関	デジタル庁	不動産登記簿	法務省
法令	法律・政令・省令等 (過去分データ等)	無制限	デジタル臨調検討チーム会合において 今後検討		

- ※ 不動産登記については、関係行政機関ごとに、必要項目を個別に精査の上、該当項目のみ提供する。
- ※ 3次元空間を含む地理空間情報については、今後内閣官房地理空間情報活用推進室をはじめとした関係行政機関等との調整を踏まえ、項目を検討
- ※ 公共施設については、今後関係行政機関等との調整を踏まえ、どの区分（「①整備済」、「②整備中」、「③今後整備を検討するもの」）を位置付けるか含め検討

## ベース・レジストリ情報の集約

- レジストリ・カタログを整備

- ベース・レジストリのデータを活用しやすくするためカタログを整備済。

- 最新データをカタログ上に蓄積し、一括取得が可能。

- データ主管部門がサイトを運営している場合には、そのリンクも含む。

- ※オープンデータカタログ等との機能的な横断連携も検討

- 個別行政機関のベース・レジストリ

- 各分野の公的専門組織の「分野の基本情報としてのベース・レジストリ」、自治体の「地域の基本情報としてのベース・レジストリ」の整備を後押し。

- データ連携、メタデータ連携等、必要に応じて連携を検討

## ベース・レジストリ

1. 「定義」と「指定」の見直し
2. 提供体制

**Digital Agency**  
Japan.

# ベース・レジストリにおける「提供可能データ」の主体に求められる要件

- データの品質を担保するためには、ISO/IEC 25012 Data quality modelによれば、以下のような対応が求められるところ。
- これまでの行政において、「情報源」に求められる役割とは異なることから、他国においては、「情報源」の行政機関等とは別の行政機関が管轄する例も存在する。

要件	必要な対応
完全性	抜け漏れのない一貫性のあるデータを提供すること
最新性	収集・提供タイミングに応じてデータを更新し、日次、週次など可能な限り短い間隔で提供し続けること
正確性 標準適合性	不備データが無く、標準に適合した形式でデータが保存されること。 不備データが存在する場合は定常的にデータクレンジングを行うこと
可用性 回復性	データのSLA (Service Level Agreement) を定め、共通基盤として提供品質を保てるよう稼動を維持すること

# ISO/IEC 25012 Data quality model

参考

No	項目	項目の概要（＝評価の観点）	評価項目例
1	正確性	正確であること	誤字脱字がないか。意味的な誤りがないか
2	完全性	完全であること	用途に応じて必要な項目が網羅されているか。必須項目に空欄が含まれていないか
3	一貫性	矛盾がないこと	データセット内、データセット間で矛盾がないか
4	信憑性	信頼できること	出典元や更新日が明示されているか。改ざん防止策が施してあるか
5	最新性	最新性が維持されていること	更新サイクルが適切か。最終更新日や最新版の有無が確認できるか
6	アクセシビリティ	誰でも利用できること	特殊なファイル形式で公開されていないか。文字セット（常用漢字等）は正しいか
7	標準適合性	標準のルールに適合していること	書式が標準に準拠しているか。選択項目の値は正しいか
8	機密性	機密性が確保されていること	適切なアクセス許可の設定や、暗号化やハッキング対策等を実施しているか
9	効率性	効率的に処理できること	値に重複がないか。一貫性はあるか。半角全角が混在していないか
10	精度	精度が適正に設定されていること	小数点以下の桁数が統一されているか。誤差の許容範囲が一定か
11	追跡可能性	出典元が追跡できること	外部データの出典元が明確か。変更日などの記録があるか
12	理解性	意味を理解できること	利用者に対する説明は適切か。略称は適切か
13	可用性	必要時に利用できること	必要時にいつでもアクセスできるか。公開システムは常時稼働しているか
14	移植性	簡易に移行できること	標準的な形式でエクスポートできるか
15	回復性	早急に復元できること	バックアップが保存されているか。バックアップシステムが存在するか

# 諸外国における役割分担

- 「情報源」「提供可能データ」「連携機能」における**情報源の制度所管当局とデジタル推進当局との役割分担は国によって異なる。**
- データのライフサイクル全体を考えれば、**情報源において、データの品質を担保することが最も効果的。**他方で、日本においては、現在、申請や通知等の**フロント部分のデジタル化を優先**しているところ、情報源におけるデータ品質の確保は相対的に優先順位が劣後。情報源におけるデータ品質整備が**過渡期であることを踏まえて体制**を検討する必要があるのではないか。

(1) デジタル推進当局の役割 大きいパターン



(2) デジタル推進当局の役割 小さいパターン



# データの運用体制に求められる要件

- デジタル庁の役割にかかわらず、運用機関には、以下の要件が求められる。

項目	要件
安定性	法的な根拠がある公的機関であること
透明性	適正なガバナンス体制が確保され、開示等が行われていること
汎用的データへの対応	ベース・レジストリが対象とする各種データを扱える 例：統計（各府省等の統計データを集約、月次等の数字データ中心） 印刷局（官報等、日次テキストデータ中心） J-LIS（個人情報等のデータ中心）
運用能力	全国向けデータベースサービスを安定して運用したことがあること 長期間のアーカイブ事業を行ったことがあること
BCP	24時間以内に復旧する等、BCP計画を運用していること
セキュリティ確保	過去数年で大きな事故を起こしていない、又は適切に対処できた組織であること
リアルタイム	日次程度の更新データを管理できること
データクレンジング	データクレンジングを継続的に実施する能力があること

— オープンデータ

**Digital Agency**  
Japan.

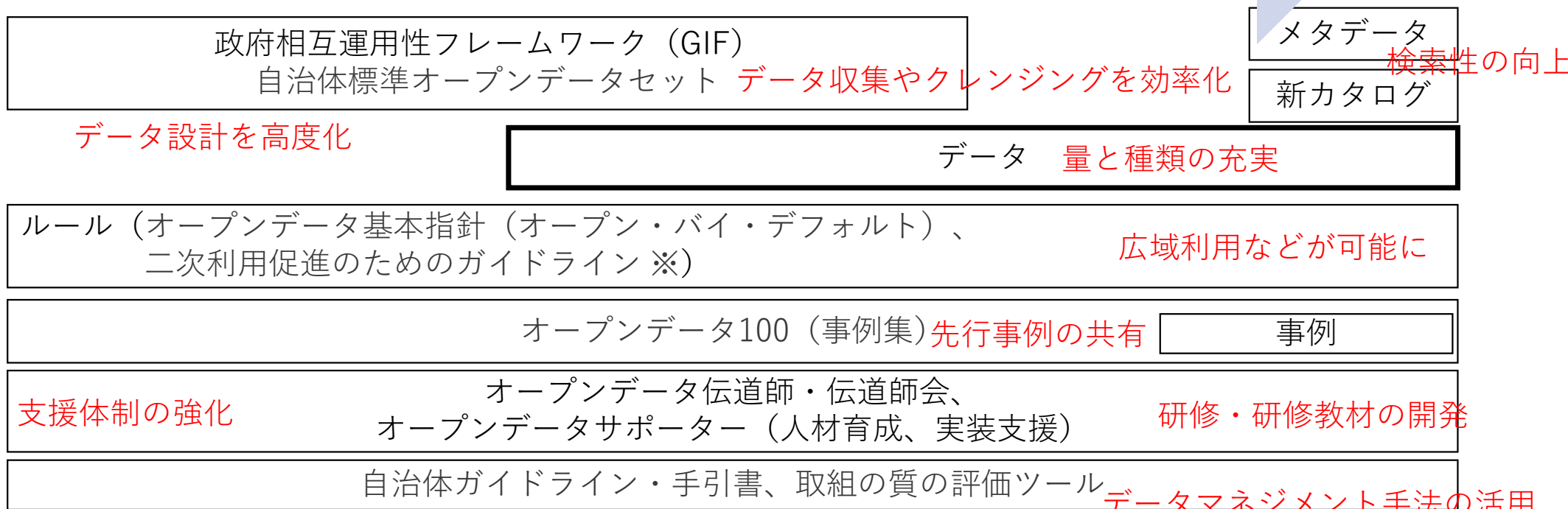


## オープンデータの現状

- 政府や自治体に**オープンデータが十分に浸透していない**。一方で、取組を進めている分野や地域は、都市情報の活用や災害対応で成果を上げている。
- 自治体の約70%がカタログ整備しているが、更新されないカタログや再利用が困難なPDFデータも多く、**改善が求められている**。
- **データ駆動社会に向けて、国内最大のデータオーナーである行政機関からデータ供給することは重要であり、世界ではオープン・バイ・デフォルトが浸透しており、わが国でも改めて強化を図る必要がある**。
  - 「データの目的外利用禁止」から「データ共有」「データは共有資産」へとマインドセットの変更を促進（広報、研修等）。

# オープンデータのライフサイクルを通じた推進

- オープン・バイ・デフォルトを実現するために、オープンデータのライフサイクルを通じ、データ提供者・利用者双方を支援。



※ 二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方 (ガイドライン) 2013年6月25日各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定

## データカタログサイト

- 2014年10月にオープンデータカタログサイトとしてDATA.GO.JPの運用を開始。
- 2023年3月末に、e-Gov (※) と統合し、データポータルサービスとしてリニューアルを予定。

### 変更点

- data.go.jpからe-gov.go.jpドメインに移行
- ベース・レジストリ及びDCAT準拠のメタデータモデルを採用
- メタデータ及びオープンデータ内容を対象とした検索性の向上
- ハーベスターインターフェイス、自治体等保有のJSON形式メタデータを自動収集可能なインターフェイスの整備
- 各府省庁のデータ登録・更新作業のウェブ化によるデータの随時更新
- CKAN拡張機能を活用したリソースデータの可視化による活用性の向上
- Tableauによる分析機能、ショーケース機能の提供

(※)各府省庁の行政情報等について横断的・総合的な検索を可能にするとともに、国民等利用者が24時間365日、いつでもオンラインで申請・届出を行うことが可能な申請受付サービスを提供する複合的なウェブサービス。

## 重点取組

- オープンデータの促進を加速するため、以下の取組を推進。
  - オープンデータ基本指針の見直し
  - 活用可能なデータの充実
    - ・ DCAT準拠のメタデータの普及
    - ・ 再利用が可能な機械判読可能データの推進
    - ・ データリクエストの強化
    - ・ LD（Linked Data）等の新技術などへの対応
  - データ整備の高度化
    - ・ GIFの推進とスキーマの提供
  - 共通ルールの整備
    - ・ 利用規約           ： 政府統一利用規約
    - ・ API規約            ： 政府相互運用性フレームワーク（GIF）、API導入実践ガイドブックの付録、API利用規約テンプレート
    - ・ 個人情報           ： 整備予定

## その他の行政データ

データの量の供給拡大や活用促進のための、  
ベース・レジストリ、オープンデータ以外の取組

**Digital Agency**  
Japan.

# 行政基本データ

- 2001年「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」以来、行政情報公開の基本として維持されてきた。
- ベース・レジストリの整備と合わせて、**データモデルとAPIの整備、デザインシステムへの組み込み**等により公開の再開と再ルール化を検討。

指針等で合意されてきた情報

大分類	〇〇省について	お知らせ	政策	法令	刊行物
中分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇省の概要</li> <li>大臣・副大臣・政務官等</li> <li>組織</li> <li>所管の法人</li> <li>採用情報</li> <li>キッズページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会見</li> <li>パブリック・コメント等</li> <li>報道発表</li> <li>行事案内</li> <li>調達・公募情報（※1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策一覧</li> <li>審議会・研究会</li> <li>予算・決算</li> <li>申請届出等</li> <li>政策評価等</li> <li>情報公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管法令（※2）</li> <li>国会提出法案</li> <li>告知</li> <li>通知・通達</li> <li>法令適用事前確認手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>白書等（※3）</li> <li>統計（※4）</li> <li>出版物（※3）</li> <li>広報誌・パンフレット</li> </ul>

※1 政府電子調達（GEPS）にも掲載

※2 e-LAWSにも掲載

※3 国立国会図書館にも掲載

※4 e-Statsにも掲載

## ハイ・バリュー・データセット

- ハイ・バリュー・データセットとは「統計や地理空間データのように広く社会で活用されるデータや、国民、事業者向けサービスを高度化し、データから高い価値を生み出すことが期待されるニーズの高いデータ」である。
  - － 主な例
    - ・ 自治体標準オープンデータセット（旧：推奨データセット）
    - ・ 統計
    - ・ 地理空間情報（海外ではgeoポータル等の整備が加速）
    - ・ 主要データベース（各府省が集約して情報提供する専門サイト等）
    - ・ ドメイン一覧、コード一覧、データ辞書
- ハイ・バリュー・データセットの指定は行わないが、オープンデータカタログサイト、レジストリ・カタログ含め、利用可能データ関連サイトが一覧（リンク等）できるサイトのあり方を検討。
- 特に、データ辞書は、多くのデータの基本情報となるため重点的に検討。

## デジタルデータ管理の方法

- データを効率的に管理し活用を図るため、様々な技術が存在。
  - 今後のAI導入のためのデータ整備にも有用な技術。
- 特に世界でも活用が進む以下の3技術について取組を検討。
  - DOI (Digital Object Identifier)
    - ・ デジタルオブジェクトに一意的ID (識別子) を付与する仕組み。
      - › 政府の報告者や各種会議資料、データ等に付与することが考えられる
      - › リンク切れを防止し、メタデータにより関連情報の確認も容易になる
      - › 米国、欧州は、政府の各種ドキュメントにDOIが付与し、検索性を強化
  - LD (Linked Data)
    - ・ データをwebのように関連付けて管理する仕組み
      - › 個々のデータが関連データとともに扱い易くなる
      - › 欧州ではLDの活用が盛ん。国内ではスマートシティ等で活用
  - UUID (Universally Unique Identifier)
    - ・ 多数の対象に対して一意的IDを付与する仕組み。
      - › 多様な管理主体がある対象への付与と管理が考えられる (施設、店舗、移動体等)
      - › 一意的IDを利用した情報の連携が可能になる



## — その他行政データの活用

- 従来の包括的データ戦略は、データ基盤整備を重点的に整理。基盤の整備が進んできたことから行政データの活用に向けた取組を今後強化。
- 特にAIやEBPM等の重要政策を進めるためには、質が高く多様なデータを十分な量供給しなければならない。
  - AIの推進
    - ・ AI戦略と連携し、研究開発用データ、学習用データの提供を強化するとともに、人材育成を強化
    - ・ 行政内で積極的に活用を行い、知見を集積するとともにフィードバックを実施
  - EBPMの推進
    - ・ 各システムにEBPMガイド用データの自動取得を推進するとともにダッシュボード構築を後押し

## 推進体制

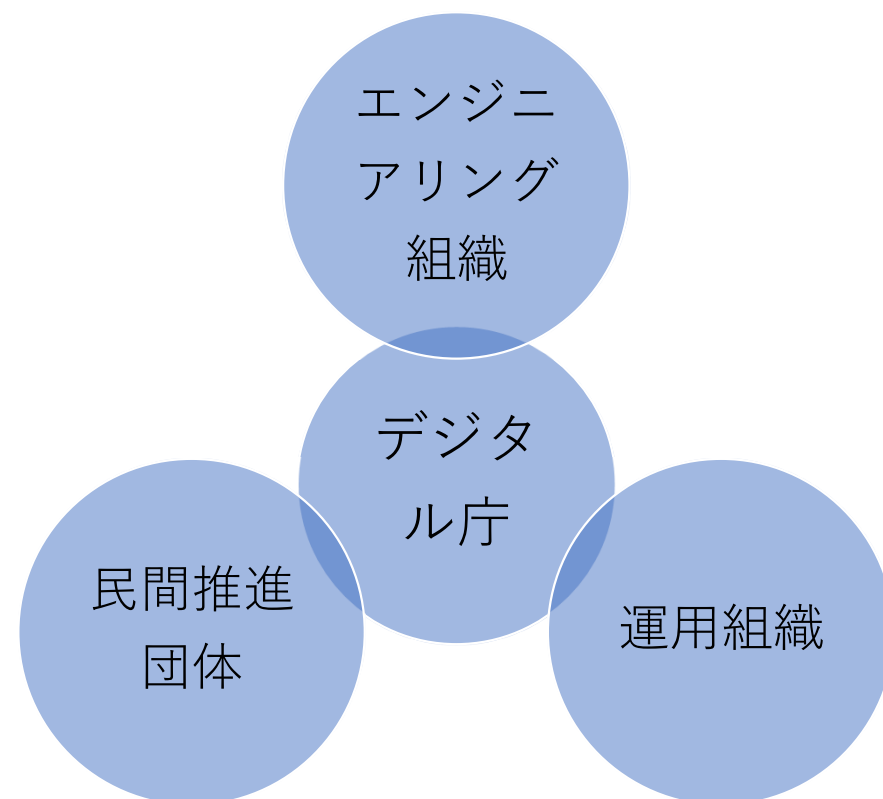
**Digital Agency**  
Japan.

## データ駆動社会実現に向け必要な機能

### データ戦略を進めるには以下の機能が必要。

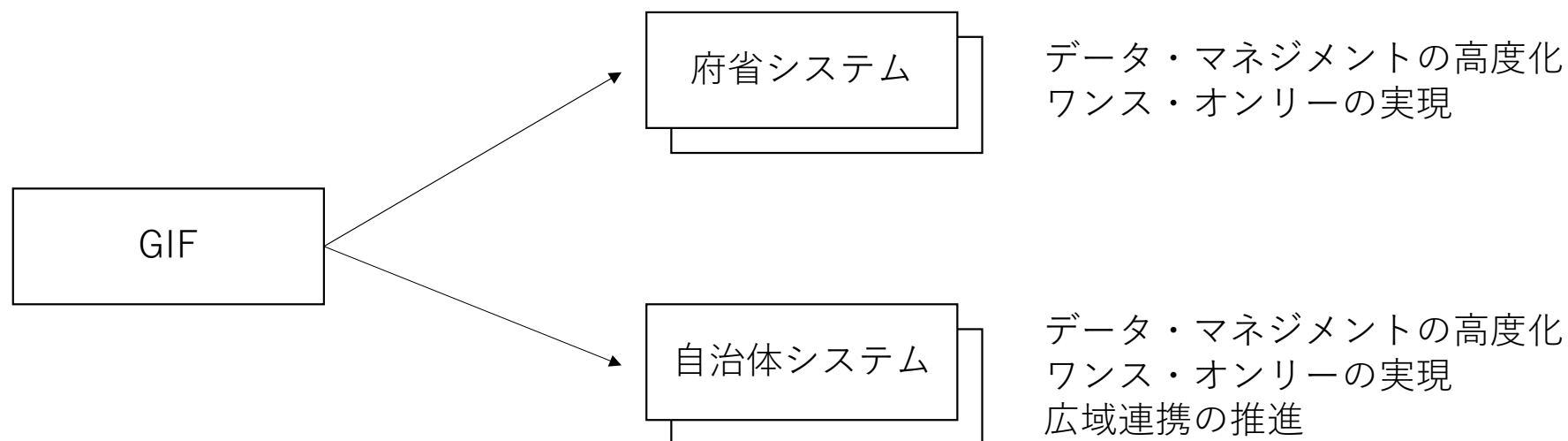
- 国内外の情報収集、戦略企画、広報
- 政策決定、管理
  - ・ 制度設計、各府省への展開と管理、戦略フォローアップ
- 国際調整
- ルール整備
  - ・ 信頼性確保
- データ利活用、AI活用
  - ・ 個別プロジェクトの実施、AIの活用
- 連携基盤
- データ整備
  - ・ 政府内データ集約とID管理、データ整備等の個別PJの実施
- エンジニアリング
  - ・ モデリング、アーキテクチャ設計、品質管理
- 運用管理 → [ベース・レジストリの項で検討案を提示]
- 人材育成
  - ・ リテラシー含め研修の提供

民間を含めた体制強化が重要



# 政府内、自治体への普及 (政府相互運用性フレームワーク (GIF) の推進)

- GIFはデータモデルを中心としたフレームワークである。これまで整備してきたデータモデルやツールを、政府内や自治体へ展開を図り、各組織において質の高いデータの整備を推進していく。



## データ・マネジメントの強化

- ベース・レジストリやその基盤となる政府相互運用性フレームワーク（GIF）の技術的検討は、これまでIPAと共同作業で進めてきている。
  - コンセプト検討
  - アーキテクチャ設計
  - メタデータ設計
  - データモデル設計
  - GIF関連ドキュメントの整備
- データ・マネジメント以外の分野でも共同作業をしてきており、今後、一層の連携強化を図っていく。

## 再掲：データの運用体制に求められる要件

- デジタル庁の役割にかかわらず、運用機関には、以下の要件が求められる。

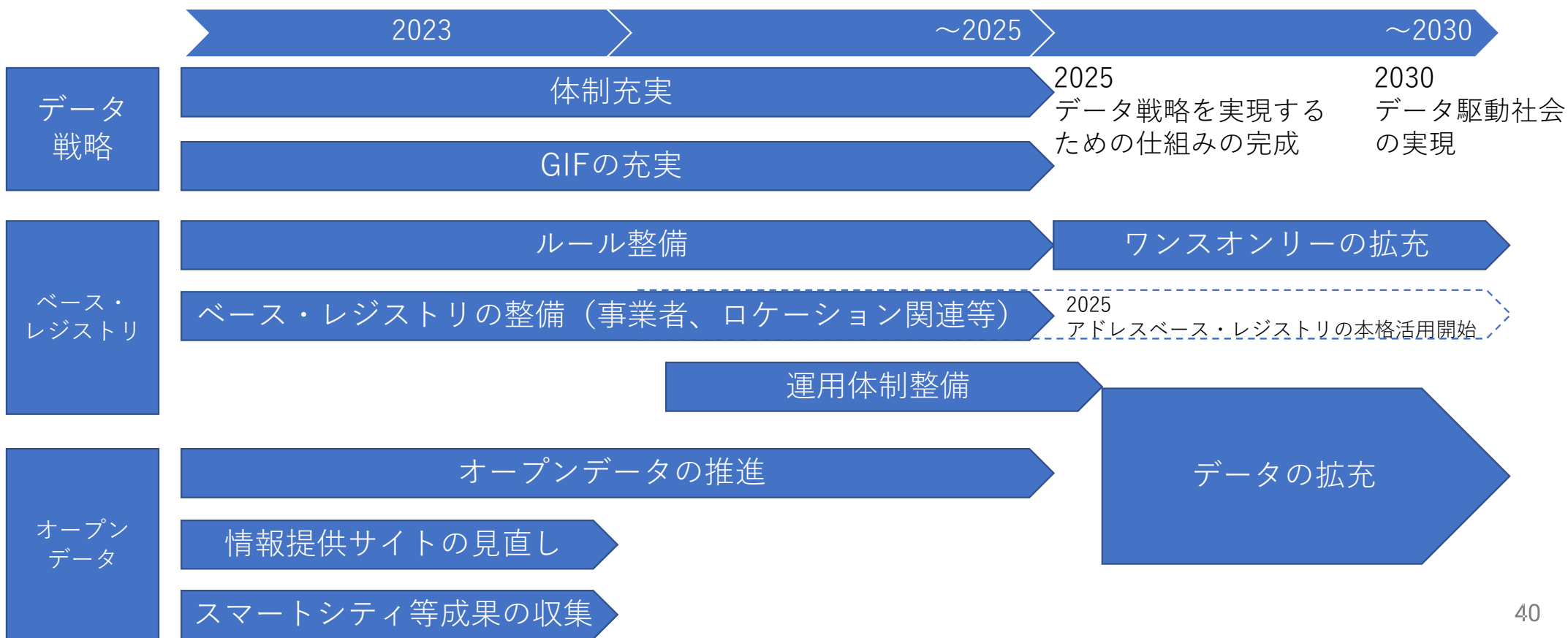
項目	要件
安定性	法的な根拠がある公的機関であること
透明性	適正なガバナンス体制が確保され、開示等が行われていること
汎用的データへの対応	ベース・レジストリが対象とする各種データを扱える 例：統計（各府省等の統計データを集約、月次等の数字データ中心） 印刷局（官報等、日次テキストデータ中心） J-LIS（個人情報等のデータ中心）
運用能力	全国向けデータベースサービスを安定して運用したことがあること 長期間のアーカイブ事業を行ったことがあること
BCP	24時間以内に復旧する等、BCP計画を運用していること
セキュリティ確保	過去数年で大きな事故を起こしていない、又は適切に対処できた組織であること
リアルタイム	日次程度の更新データを管理できること
データクレンジング	データクレンジングを継続的に実施する能力があること

## — 本日の論点

**Digital Agency**  
Japan.

## 今後の進め方

- これまでの取組に加え、体制の見直しを図り優先順位を付けて進めていく。





## 本日の論点

- ベース・レジストリの指定について
  - 指定の基準
  - 指定候補
  - 運用
- オープンデータの推進について
  - 推進方針
- 推進体制について
- その他

## 参考

**Digital Agency**  
Japan.

## ベース・レジストリの定義

- 従来の定義
  - 「公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース」
- EC Access to Base Registries' (ABR)サイトの説明
  - Base registries represent authoritative databases and a trusted source of basic information on data items such as people, companies, vehicles, licences, buildings, locations and roads.
- EC ABR guideline2.0の説明
  - Base registries are trusted and reliable sources of basic information on data items, such as citizens, corporations, vehicles, driver licences, buildings, and locations. They are the cornerstone of public services and essential entities for public administration management.

## ハイ・バリュー・データセットの定義

- Definition of high-value dataset: Directive (EU) 2019/1024 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on open data and the re-use of public sector information(recast). Article 2.10.
  - “ High-value datasets ” means documents the re-use of which is associated with important benefits for society, the environment and the economy, in particular because of their suitability for the creation of value-added services, applications and new, high-quality and decent jobs, and of the number of potential beneficiaries of the value-added services and applications based on those datasets.
- EC High-value datasets: Questions and Answers
  - Certain data produced by the public sector are particularly interesting for creators of value-added services and applications. For example, the re-use of datasets such as mobility or geolocalisation of buildings can open business opportunities for the logistics or transport sectors, as well as improve the efficiency of public service delivery, for example by understanding traffic flows to make transport more efficient.
- G8 opendata charterの記述
  - We recognise the following as areas of high value, both for improving our democracies and encouraging innovative re-use of data.